

京都市告示第186号

京都市市街地景観整備条例第44条第1項の規定に基づき、地域景観づくり協議会の変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和8年6月15日

京都市長 松井孝治

1 団体の名称

笹屋町一丁目景観まちづくり協議会

2 京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定に基づく認定日及び番号

令和2年2月14日 第協012号

3 変更の年月日

令和8年4月5日

4 変更の内容

(1) 代表者の変更

変更前	変更後
河合 博司	長谷川 秀司

(2) 役員の変更

5 変更の理由

役員改選のため

(都市計画局都市景観部景観政策課)